

※以下については、「厚生労働省令で定める数」が「19人未満」として確定した場合の取扱いです。
今後、「厚生労働省令で定める数」に変更があった場合は、当該部分については変更となります。

「地域密着型サービス」について

小規模な通所介護事業（事業所の利用定員が厚生労働省令で定める数（19人未満の予定））については、平成28年4月から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置付けられることになりました。

地域密着型サービスへ移行した後も引き続き法令等を遵守し、適切な運営等がなされるよう、「地域密着型サービス」について以下のとおり基礎的な内容をまとめましたので、お役立てください。

事 項	内 容
(1) 「地域密着型サービス」とは？	<p>高齢者が住み慣れた地域や環境での生活が継続できるようにするための以下の種類のサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 認知症対応型通所介護（介護予防） ・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防） ・ 認知症対応型共同生活介護（介護予防） ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ <u>地域密着型通所介護（平成28年4月から）</u>
(2) 「地域密着型サービス」になるとどうなる？	<p>① 指定権者（新規申請や変更の届出先）が東京都から事業所所在地の区市町村になります。</p> <p>② 原則として事業所のある区市町村の被保険者（特定地域密着型サービスに関しては事業所所在地に住民登録がある住所地特例者を含む）だけがサービスを利用できます。（当該区市町村の同意を得た上で他の区市町村が当該事業所を指定すれば、他の区市町村の被保険者が利用することも可能となっています。）</p> <p>③ 区市町村が日常生活圏域ごとに必要な数量を計画に定め、バランスよく計画的な整備を行うこととなります。</p> <p>④ 基準に関する条例を定める権限は、区市町村が有します。</p> <p>【特定地域密着型サービスとは？】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護（平成28年4月1日より）、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のことを言います。</p> <p>⑤ 利用者や利用者家族、区市町村職員又は地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について意見を有する者などで構成される「運営推進会議」を開催することが義務付けとなります。 （なお、実施回数については国において緩和を含め検討中です。）</p>

※以下については、「厚生労働省令で定める数」が「19人未満」として確定した場合の取扱いです。
今後、「厚生労働省令で定める数」に変更があった場合は、当該部分については変更となります。

<p>(3) どのような通所介護事業所が地域密着型通所介護へ移行するのか？</p>	<p>事業所の利用定員が厚生労働省令で定める数（19人未満を予定）の事業所が地域密着型通所介護となります。</p>
<p>(4) すでに通所介護（利用定員19人未満）の指定を受けている場合の、地域密着型通所介護への移行手続きは？</p>	<p>現に指定を受けている事業所（平成28年4月より前に）については、平成28年4月1日に『地域密着型通所介護』の事業所として指定があったものとみなされるため、特段の移行の手続きは不要です。 また、『地域密着型通所介護』の指定を受けたとみなされた事業所については、同日に『通所介護』の指定の効力を失うため、『通所介護』に係る廃止手続きについても不要です。</p>
<p>(5) 利用定員19人未満だが、『地域密着型通所介護』のみなし指定を受けず、『通所介護』のまま運営することはできるか？</p>	<p>事業所の利用定員が19人未満の場合は、平成28年4月から『地域密着型通所介護』となります。 その際には、『通所介護』の指定の効力は失われるため、『通所介護』のまま運営することはできません。 ただし、設備・人員等を確保した上で、事業所の利用定員を19人以上に変更し、平成28年3月31日までに東京都へ変更届一式を届け出た場合は、4月以降も『通所介護』としてサービスを提供できます。</p>
<p>(6) 『地域密着型通所介護』のみなし指定の指定有効期間（満了日）はどうなるのか？</p>	<p>現在の『通所介護』の指定有効期間（満了日）が、当該のみなし指定の有効期間となります。</p>
<p>(7) 平成28年4月に『地域密着型通所介護』のみなし指定を受けた以降、各種の届出の提出先は？</p>	<p>① 事業所に関する変更届・再開届・休止届・廃止届 ⇒指定を受けている区市町村へ提出</p> <p>② 法人に関する変更届 ⇒当該法人の事業所の指定権者全てに提出</p> <p>③ 加算届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書） ⇒指定を受けている区市町村へ提出</p> <p>④ 業務管理体制の整備に関する事項の届出 ⇒当該法人の事業所等の展開に応じて提出先が変わります。詳しくは、東京都福祉保健局のホームページで御確認ください。</p> <p>⑤ 老人福祉法の届出（老人デイサービス事業に関するもの） ⇒東京都（提出先は東京都福祉保健財団）へ提出 （※八王子市所在の事業所の場合、八王子市へ提出）</p>
<p>(8) 平成28年4月以降に定員変更を行う場合の手続きは？</p>	<p>①【事業所の利用定員「19人未満」の範囲で変更する場合】 指定を受けている区市町村に「変更届」を提出することが必要です。</p> <p>②【事業所の利用定員「19人未満」から「19人以上」に変更する場合】 地域密着型通所介護の事業所としての「廃止届」を指定を受けている区市町村へ提出し、通所介護の事業所としての「新規指定」の申請を東京都に行うことが必要になります。</p> <p>③【事業所の利用定員「19人以上」から「19人未満」に変更する場合】 ②と逆の手続きが必要です。 通所介護の事業所としての「廃止届」を東京都に提出し、地域密着型通所介護の事業所としての「新規申請」を区市町村に行うことが必要となります。</p>

※以下については、「厚生労働省令で定める数」が「19人未満」として確定した場合の取扱いです。
 今後、「厚生労働省令で定める数」に変更があった場合は、当該部分については変更となります。

<p>(9) 『現在の利用者』の取扱いは、平成28年4月以降どうなるのか？</p>	<p>平成28年4月1日前からの既存の利用者については、それぞれの住所地の区市町村の指定があったものとみなされるため、事業所の所在する区市町村の被保険者だけではなく、他の区市町村の被保険者も引き続き利用することが可能です。</p> <p>※『平成28年4月1日前からの既存の利用者』とは、『平成28年3月31日現在、利用者と指定通所介護事業所との間で利用契約がある場合』を予定されています。</p>										
<p>(10) 地域密着型通所介護への移行後、他区市町村の利用者を新たに受け入れるときは、どのような手続きが必要か？</p>	<p>移行後は、上記の(2)②のとおり、原則として事業所のある区市町村の住民だけが利用できるとなっているため、他区市町村の住民は利用できません。ただし、利用しなければならない理由があれば、所定の手続きを行った上で、当該他区市町村からの指定を受けることにより利用が可能となります。</p> <table border="1" data-bbox="576 719 1364 1160"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="576 719 1364 790">例) S区の住民がH市の地域密着型通所介護の事業所を利用しなければならない場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 790 635 831">①</td> <td data-bbox="635 790 1364 831">H市の事業所は、S区に申請書を提出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 831 635 902">②</td> <td data-bbox="635 831 1364 902">S区がH市に当該事業所の指定に係る同意を申請（当該自治体間で事前に同意申請を不要とする合意がある場合を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 902 635 1014">③</td> <td data-bbox="635 902 1364 1014">H市が同意する場合は同意した旨を、同意しない場合は同意しない旨を、H市はS区に通知。同意が得られなかった場合は、S区は当該事業所を指定することはできない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1014 635 1160">④</td> <td data-bbox="635 1014 1364 1160">S区は、事業所からの指定申請書を審査の上でH市の当該事業所を指定。なお、この場合の指定は通常利用者単位で行われ、S区に居住する別の方が当該事業所を利用する場合には、改めて指定申請や同意申請の手続きが必要となる。</td> </tr> </table>	例) S区の住民がH市の地域密着型通所介護の事業所を利用しなければならない場合		①	H市の事業所は、S区に申請書を提出	②	S区がH市に当該事業所の指定に係る同意を申請（当該自治体間で事前に同意申請を不要とする合意がある場合を除く。）	③	H市が同意する場合は同意した旨を、同意しない場合は同意しない旨を、H市はS区に通知。同意が得られなかった場合は、S区は当該事業所を指定することはできない。	④	S区は、事業所からの指定申請書を審査の上でH市の当該事業所を指定。なお、この場合の指定は通常利用者単位で行われ、S区に居住する別の方が当該事業所を利用する場合には、改めて指定申請や同意申請の手続きが必要となる。
例) S区の住民がH市の地域密着型通所介護の事業所を利用しなければならない場合											
①	H市の事業所は、S区に申請書を提出										
②	S区がH市に当該事業所の指定に係る同意を申請（当該自治体間で事前に同意申請を不要とする合意がある場合を除く。）										
③	H市が同意する場合は同意した旨を、同意しない場合は同意しない旨を、H市はS区に通知。同意が得られなかった場合は、S区は当該事業所を指定することはできない。										
④	S区は、事業所からの指定申請書を審査の上でH市の当該事業所を指定。なお、この場合の指定は通常利用者単位で行われ、S区に居住する別の方が当該事業所を利用する場合には、改めて指定申請や同意申請の手続きが必要となる。										

東京都内(八王子市を除く)の指定通所介護事業所の皆さまへ
東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

平成28年4月より

通所介護事業所のうち、事業所の“利用定員”が厚生労働省令で定める数（19名未満を予定）の事業所については、地域密着型通所介護となります。

『地域密着型通所介護』と『通所介護』の位置付けの判断となるのは、『指定通所介護事業所の利用定員』です。

『指定通所介護事業所の利用定員』とは、事業所において『同時に』指定通所介護の提供を受けることができる『利用者の数の上限』をいいます。

※ 実際に届け出られている『事業所の利用定員』により判断します。

※ 報酬算定上の規模区分（小規模や通常規模）、実際の利用者数の多い・少ないは関係ありません。

※ サービス提供単位ごとの利用定員ではなく、『事業所の利用定員』で判断します。（具体的な定員の考え方は、以下の図を御参照ください。）

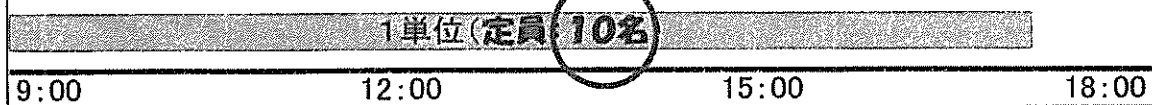
予定

“地域密着型通所介護”となる事例(事業所の利用定員:19名未満)

(例1) 事業所の利用定員 “10名”

「1日型のデイ」[1単位]で実施

【単位1】：月～金 9:00～17:00 定員10名



(例2) 事業所の利用定員 “15名”

「午前・午後の半日型のデイ」(計2単位)で実施

【単位1】：月～金 9:00～12:30 定員15名

【単位2】：月～金 13:30～17:00 定員10名



予定

“通所介護”となる事例(事業所の利用定員:19名以上)

(例3) 事業所の利用定員 “20名”

「1日型のデイ」(1単位)で実施

【単位1】 : 月～金 9:00～17:00 定員20名

1単位(定員:20名)

9:00 12:00 15:00 18:00

(例4) 事業所の利用定員 “35名”

「午前・午後の半日型のデイ」と「1日型のデイ」(計3単位)で実施

【単位1】 : 月～金 9:00～12:30 定員15名

【単位2】 : 月～金 13:30～17:00 定員10名

【単位3】 : 月～金 9:00～18:00 定員20名

1単位目(定員:15名)

2単位目(定員:10名)

3単位目(定員:20名)

9:00 12:00 15:00 18:00

(例5) 事業所の利用定員 “20名”

「午前・午後の半日型のデイ」(計3単位)で実施

【単位1】 : 月～金 9:00～12:30 定員10名

【単位2】 : 月～金 9:00～12:30 定員10名

【単位3】 : 月～金 13:30～17:00 定員15名

1単位目(定員:10名)

3単位目(定員:15名)

2単位目(定員:10名)

9:00 12:00 15:00 18:00

(例6) 事業所の利用定員 “20名”

サービス提供日(平日と土日)によって異なる定員(計2単位)で実施

【単位1】 : 月～金 10:00～17:00 定員20名

1単位目(定員:20名)

9:00 12:00 15:00 18:00

【単位2】 : 土、日 10:00～15:00 定員10名

2単位目(定員:10名)

9:00 12:00 15:00 18:00